

取扱注意

債権管理に関する訟務ガイド

～債権管理事務を行う行政庁担当者の皆様へ～

平成22年1月

大阪法務局訟務部

はじめに

債権管理の主な仕事は債権回収であろうと思われませんが、債権回収は、債務者が任意の弁済に応じる限り、極めて簡単であるものの、さもないと、法律実務としては最も困難なものの一つとなります。まず、債務者がいかなる財産を持っているかを把握しなければなりません、この点からして容易ではありません。そして、めぼしい財産を見つけても、これを換価して国の債権に充てるには民事執行法や破産法等の民事手続法を駆使しなければなりません。

この点、総務省から平成19年6月に出された「国の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」も、「国の債権管理機関は、多種多様な種類・態様の債権の特性に応じ、個々の相手方（債務者）との関係の中で、場合によっては長期間にわたり、財政上最も国の利益に適合するように債権管理事務を適切に実施しなければならない。」としつつ、「…弁済についての誠意のない債務者や行方不明の債務者など、管理事務上一定の困難を伴う事例も多い。民事執行法や破産法等についての専門的な知識を要する場面もある。」と指摘し、債権回収の困難性に言及しています。

今回発行する「債権管理に関する訴訟ガイド」は、各行政庁から、債権回収のため、法務局（地方法務局）訟務部門に民事執行法や破産法等による裁判所への申立手続を依頼していただくに当たり、必要となる基礎知識をまとめたものです。各行政機関の担当者におかれては、法務局への申立依頼に当たって役立てていただくほか、依頼後も、一定の役割分担の下に協同作業は続きますから、そのためにも本訟務ガイドを活用していただくことを希望します。また、いざとなればどのような手続を執ることになるかを踏まえておくことは、日ごろの債権管理にも有益ですから、この観点からも活用願えれば幸いです。

平成22年1月

大阪法務局訟務部長

〔 凡 例 〕

本文中、法令名等は次のとおり略称する。

【 略語 】

【 法令・規則等 】

権 限 法 : 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

債 管 法 : 国の債権の管理等に関する法律

債管規則 : 債権管理事務取扱規則

民 訴 法 : 民事訴訟法

民 執 法 : 民事執行法

民執規則 : 民事執行規則

民 調 法 : 民事調停法

家 審 法 : 家事審判法

会 更 法 : 会社更生法

民 再 法 : 民事再生法

第1 訟務制度の概要・訟務事務処理体制	1
1 訟務制度の概要	1
2 訟務事務処理体制と権限	1
(1) 訟務体制組織と権限	1
(2) 大阪法務局訟務部及び各地方方法務局訟務部門の組織	2
3 法律意見照会	2
[各法務局・地方法務局の連絡先]	3
第2 債権管理と訟務事務	4
Q. 1 国の債権の管理については、どのような法律に定められていますか。	4
Q. 2 すべての国の債権は、債管法の適用を受けるのですか。	5
Q. 3 債権管理は、だれが行うのですか。	5
Q. 4 歳入徴収官等の行う債権管理事務はどのような内容ですか。	6
Q. 5 納入の告知や督促を行っても債務者が支払に応じないのですが、どうすればいいですか。	7
Q. 6 所掌に属する債権について、その債権を保全する必要がある場合どうすればいいですか。	8
Q. 7 歳入徴収官等は、どのようなことを行う場合に、法務大臣に依頼する必要があるのですか。	11
[国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施について (昭和32.2.10付け蔵計第105号大蔵大臣通達抜粋)]	12
[文例1 (訴訟提起依頼書)]	14
Q. 8 法務局は、訴訟提起の依頼を受けたらどうするのですか。	16
Q. 9 債権の内容の変更や免除についての基準はあるのですか。	17
Q. 10 債権の発生から消滅までの債権管理の内容とその根拠条文を整理	

して教えてください。18

第3 破産手続19

Q. 11 破産手続とは、どのような手続ですか。19

〔破産手続の流れ〕20

Q. 12 破産手続は、どのようにして開始されるのですか。21

〔破産手続開始通知書〕22

〔債権届出期間及び債権調査期日の通知〕23

Q. 13 破産者の財産が散逸するおそれがあるときは、どのような手続がとられるのですか。24

Q. 14 申立て後、破産者の財産がほとんど見当たらない場合には、どのような手続が行われますか。24

Q. 15 裁判所から、債権者である行政庁の歳入徴収官等へ破産手続開始の通知等が送付されてきた場合、歳入徴収官等は、どうすればいいですか。24

Q. 16 破産債権届出は、行政庁の歳入徴収官等が行うのですか。25

Q. 17 法務局へ手続の依頼をする際の留意点を教えてください。26

〔文例2（債権の届出依頼書）〕27

Q. 18 債務者の破産手続開始決定があったことを知ったときには、既に債権届出期間が経過していました。これから債権届出をすることはできますか。29

Q. 19 破産債権は、配当を受ける際、すべて同一に取り扱われるのですか。30

Q. 20 債権届出書は、だれが裁判所へ提出するのですか。31

Q. 21 債権者集会では、どのような手続が行われるのですか。31

Q. 22 届出した破産債権の調査は、どのような方法で行われるのです

か。	32
Q. 23 債権調査期日が定められた場合、その期日ではどのような手続が されるのですか。	32
Q. 24 届出した破産債権は、どのように確定するのですか。	33
Q. 25 破産手続開始決定後に、破産手続の費用が不足することになった 場合、どのような手続がされるのですか。	33
Q. 26 破産債権者への配当は、どの段階で行われるのですか。	34
Q. 27 破産債権者への配当が終了すると、破産手続は終了するのです か。	34
Q. 28 破産手続終結決定がされた場合、歳入徴収官等に対し、法務局か らの通知があるのですか。	35

第4 強制執行 36

Q. 29 強制執行とは、どのようなものですか。	36
Q. 30 強制執行には、どのような種類がありますか。	36
Q. 31 強制執行の手続は、だれがするのですか。	37
Q. 32 法務局に対する強制執行の依頼は、どのように行えばいいです か。	37
[文例3 (強制執行の申立て依頼書)]	37
Q. 33 法務局に強制執行の依頼を行う際に必要な資料は何ですか。	40
Q. 34 債務名義とは、何ですか。	40
Q. 35 債務名義には、どのようなものがありますか。	40
Q. 36 執行文とは、何ですか。	42
Q. 37 強制執行を開始するためには、どのような要件を満たす必要があ りますか。	42
Q. 38 金銭執行と非金銭執行とは、どのようなものですか。	43

Q. 39 金銭執行の対象及び方法は、どのようなものですか。	43
Q. 40 不動産に対する強制執行には、どのような種類がありますか。	44
Q. 41 不動産に対する強制競売の方法は、どのようなものですか。	44
Q. 42 不動産に対する強制競売の対象物には、どのような種類がありま すか。	44
Q. 43 不動産に対する強制競売申立書の添付書類には、どのようなもの が必要ですか。	45
Q. 44 債権執行とは、どのようなものですか。	46
Q. 45 その他の財産権に対する執行とは、どのようなものですか。	47
Q. 46 債権及びその他の財産権に対する執行には、どのような種類があ りますか。	47
Q. 47 債権等執行の対象となる要件には、どのようなものがあります か。	47
Q. 48 債権等に対する強制執行は、どのように申し立てるのですか。	48
Q. 49 債権等に対する強制執行を申し立てるには、どのようなものが必 要ですか。	49
Q. 50 銀行預金等に対する強制執行もできますか。	49
Q. 51 第三債務者に対する陳述の催告とは何ですか。	49
Q. 52 非金銭執行の対象には、どのようなものがありますか。	50
Q. 53 代替執行は、どのようなものですか。	51

第1 訟務制度の概要・訟務事務処理体制

1 訟務制度の概要

「訟務」とは、国の利害に関係のある争訟について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

そして、「訟務制度」とは、このような活動を専門的に所掌する行政機関を特別に設けて、各省庁の所掌事務に関する訴訟事務を集中させ、国として統一的・一元的に処理する制度をいいます。

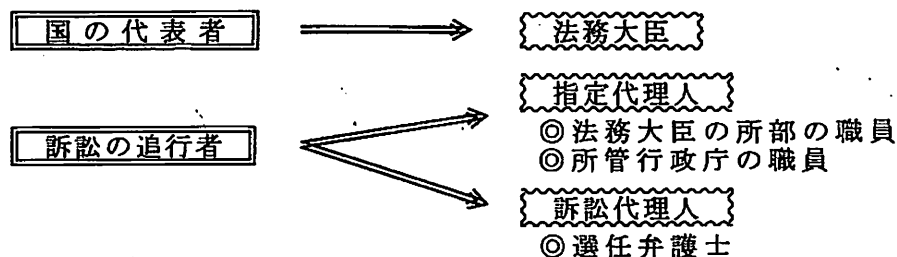
2 訟務事務処理体制と権限

(1) 訟務体制組織と権限

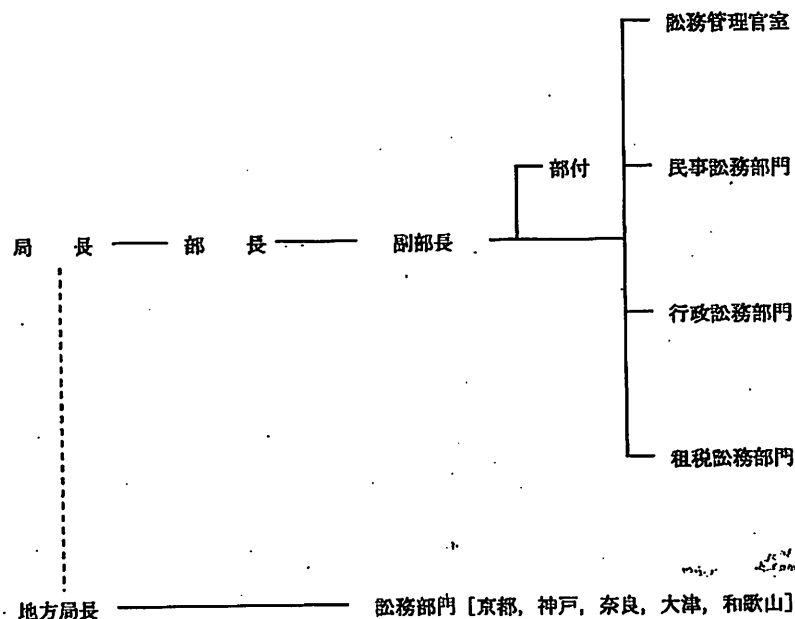
国を当事者又は参加人とする訴訟については、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」という長い名前の法律（「権限法」と略称しています。）により、法務大臣が国を代表することとされています（権限法1条）。そして、法務大臣は、その所部の職員（これには法務省大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門の各職員が含まれます。）に訴訟を行わせることができるとされています（権限法2条1項）。これが国の指定代理人の根拠規定です。

この権限法に基づき、「被告国」あるいは「原告国」、「申立人国」、「債権者国」とされる事件等について、法務省訟務部局の職員が国の指定代理人として訴訟活動を行っているわけです。また、行政庁の担当者も指定代理人となりますが、これは権限法2条2項、3項の規定によっています。

※指定代理人制度、指定代理人の位置づけ



(2) 大阪法務局訟務部及び各地方方法務局訟務部門の組織



大阪法務局管区内の訟務の組織は、大阪法務局訟務部及び各地方方法務局訟務部門で構成されています。大阪法務局訟務部は、訟務部長、副部長、訟務管理官室、民事訟務部門、行政訟務部門及び租税訟務部門で構成されています。部付(検事)は、大阪法務局訟務部の各部門に配置されています(上記機構図参照)。

3 法律意見照会

法律意見照会とは、法務省訟務部局が所掌する争訟に関する事務の一つとして、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実に抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、当該行政機関等から法律的な意見を求められた場合に、見解を示したり、又は助言若しくは協力をする制度です。

この制度は、行政機関等が現実に抱えている法律問題を解決し、争訟に発展することを未然に防止する役割を果たす重要な事務であり、法務省訟務部局に

第2 債権管理と訟務事務

Q. 1 国の債権の管理については、どのような法律に定められていますか。

A) 債管法（国の債権の管理等に関する法律）に定められています。

債管法は、金銭の給付を目的とする国の権利すなわち国の金銭債権について、国の債権管理事務を処理する機関及び手続を整えるとともに、国の債権の取立て、内容の変更、免除等に関する一般的な基準を定めています。

債権の管理は、債権の発生原因や内容、債務者の資力状況、弁済の誠意などから総合的に判断して、取立ての効果が上がるような方法によって効率的に手続を実施しなければなりません。

国の債権については、その管理を国の機関が委任を受けて行うことになります。この場合、国の財産である債権が、それぞれの取扱機関の恣意のままに管理されるのでは、適正な管理が期待できませんので、一定の管理体制のもとに制度化された管理が行われることが必要となります。

国の債権のうち、金銭債権の場合は、売買代金債権のように、履行されないのであれば反対給付（売買対象物件の引渡し等）に応じないとして履行を迫るようなことが期待できないものが多く、しかも不履行の場合の損害は直接的であるにもかかわらず、その発生から消滅に至るまで、相当の期間に及ぶため、これを財産として把握する観念がとかく乏しくなりがちであるため、その全過程を通じ責任ある機関により常時確かな管理を行う必要があります。

このような理由から、金銭管理に限っては、債管法という一般的な管理のための法律が制定され、債権管理機関による管理の体制が設けられているわけです。

Q. 2 すべての国の債権は、債管法の適用を受けるのですか。

A) 債管法は、「金銭の給付を目的とする国の権利」，すなわち国の金銭債権を対象としています（債管法2条1項）。

ただし、債管法3条に規定する債権については、同法の全部又は一部を適用しないこととしています。その主なものは、罰金、科料等の徴収金債権（同条1項1号）、日本銀行に対する国の預金債権（同条1項3号）、本邦に住所を有しない者に対する債権（同条2項）などです。

また、国以外の公法人の金銭債権について債管法の適用はありません。

なお、国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権は、一応、債管法の適用は受けますが、その強制履行の請求等を法務大臣に対して行うものではない（債管法15条、同施行令16条）ので、注意して下さい（例えば、補助金等に係る予算の適正化に関する法律17条、18条による補助金等の返還請求権。同法律21条参照）。Q16に対するA) (4)も参照願います。

Q. 3 債権管理は、だれが行うのですか。

A) 国の債権の管理に関する事務は、国の会計機関である歳入徴収官又は支出官その他の国又は都道府県の職員（以下「歳入徴収官等」といいます。）が行います（債管法2条4項、5条）。

歳入徴収官等が管理する範囲は、国が債権者として行うべき債権の保全、取立て（納入の告知、督促、強制履行の請求等）、内容の変更（履行延期の特約等）及び消滅に関する事務とされています（債管法2条2項柱書き。ただし、同項各号に掲げる事務を除く。）。

Q. 4 歳入徴収官等の行う債権管理事務はどのような内容ですか。

A) 債権を調査確認の上、債権管理簿に記載し、債権の取立てを行います。

その内容は以下のとおりです。

(1) 債権の調査確認及び債権管理簿への記載

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が発生し、又は国に債権が帰属したときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載しなければなりません（債管法 1.1 条 1 項）。債務者の住所及び氏名は、履行の請求等に当たり支障を来すことのないように、常に正確なものでなければなりません。したがって、相続等が生じた場合や、住所の変更等があった場合などは、その都度、速やかに調査確認した上で、記載事項の訂正を行うべきです。

「調査確認」に関連し、債務者が債務を否認している場合が問題となりますが、歳入徴収官等がその債権の存否についての疑念を持っている場合はともかく、その存在を確信している限りは、たとえ債務者が否認していても調査確認し、積極的な取立てを実行すべきと解されています。

歳入徴収官等の債権管理事務は、この債権内容の調査確認及び記載から始まり、その確認された内容がその後における債権管理事務のよるべき基準となります。

(2) 債権の取立て

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行期限が到来することとなるときは、原則として、債務者に対して、履行の請求をしなければなりません。一般に、この履行の請求を「納入の告知」といいます。

債管法 13 条 1 項は、歳入徴収官等は、履行を請求するため、債務者

に対して納入の告知をしなければならない、同条2項は、納入の告知にかかわらず履行されないときは、督促しなければならない、債管法15条は、督促後相当の期間を経過しても履行されないときは、法務大臣に対して強制履行の請求を行わなければならない旨をそれぞれ規定しています。

以上のことからすると、履行遅滞があっても、原則として、直ちに強制履行の措置をとらず、まずは債務者に任意の履行を行わせるための措置として、納入の告知及び督促を行うことが規定されているものと考えられます。

Q. 5 納入の告知や督促を行っても債務者が支払に応じないのですが、どうすればいいですか。

A) 債管法15条に定める措置をとります。

納入の告知、督促によっても債務者の任意の履行がない場合には、訴訟の提起等により国の債権の強制的実現を図らなければなりません（債管法15条）。同条に定める強制履行の請求等の措置としては、次の3つがあります。

(1) 担保権の実行（保証人に対する履行の請求を含む。）

担保の付されている債権は、担保権の内容に従い、歳入徴収官等が自ら担保権を実行するか、又は法務大臣に対して担保権の実行の手続きをとることを求めます。

(2) 強制執行

債務名義（民執法22条）のある債権については、法務大臣に対して強制執行の手続きをとることを求めます。

(3) 訴訟又は非訟事件手続による履行の請求（訴訟の提起、調停の申立

て)

担保及び債務名義のない債権については、法務大臣に対して訴訟手続又は非訟事件手続による履行の請求をすることを求めます。

※注 債務名義を獲得するための訴訟手続等には、①通常の民事訴訟手続、②督促手続、③起訴前の和解（民訴法356条）、④民事調停、⑤破産手続、⑥会社更生手続等があります（第4強制執行Q34、35参照）。

Q. 6 所掌に属する債権について、その債権を保全する必要がある場合どうすればいいですか。

A) 債管法は債権の保全措置に関する規定を置いています。それらの保全措置のうち、歳入徴収官等が行う債権保全手続は、次のとおりです。

(1) 債権の申出

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由（ア～ク）が生じたことを知った場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければなりません（債管法17条）。

ア 債務者が強制執行を受けたこと。

イ 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

ウ 債務者の財産について競売の開始があったこと。

エ 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。

オ 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。

カ 債務者である法人が解散したこと。

キ 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認したこと。

ク 債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

※注 「債権の申出」とは、上記アないしクのように、債務者の責任財産が危うくなったときや、債務者の総財産について清算が開始されたときなどに、債務者の財産の分配に当たって不利益を被ることのないよう、国が債権者として、その債権の存在を主張することをいいます。

※注 「知った場合において」とは、偶然知った場合、という意味ではなく、歳入徴収官等として、常に債務者の状況に注意し、債権申出事由を知るべき注意義務があり、そのような普段からの注意を払った結果として知った場合と考えるべきです。

(2) 担保提供の請求

歳入徴収官等は、債権を保全するために必要があるときは、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければなりません（債管法18条）。

(3) 仮差押え又は仮処分の請求

歳入徴収官等は、債権を保全するため仮差押え又は仮処分の手続をとる必要があるときは、法務大臣に対しその手続をとることを求めなければなりません（債管法18条2項）。

債務者に誠意がなく、かつ、財産を処分し、又は隠匿するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、仮差押え等の手続をとる必要があります。

(4) 債権者代位権の行使

歳入徴収官等は、債権を保全するために債権者代位権を行使する必要があるときは、そのための必要な措置をとらなければなりません（債管法18条3項、民法423条）。

「債権者代位権」とは、債務者が自ら自己の権利を行使しない場合に

において、債権者が自己の債権を保全するために債務者のもつ権利を代わって行使する権利です。ただ、債務者の一身に専属する権利については認められず、保全されるべき債権者の債権が金銭債権である場合には、債務者の全財産が債権の完済に満たない場合にのみ認められます。

(5) 詐害行為取消権の行使

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について債務者が国の利益を害する行為（債務者が故意に自己の財産を減少させるような行為—贈与、廉価売買、債務の負担等）をしたことを知った場合において、法令の規定により国が債権者としてその行為（詐害行為）の取消しを求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対しその取消しを裁判所に請求することを求めなければなりません（債管法 18 条 4 項、民法 424 条）。

(6) 時効中断の措置

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置をとらなければなりません（債管法 18 条 5 項）。

民法に定める時効中断事由は次の 3 つです（民法 147 条）。

ア 請求

裁判上の請求と会計法 32 条による納入告知とがあります。

イ 差押え、仮差押え又は仮処分

ウ 承認

時効の利益を受ける者が権利の存在を承認するような行為をすることによって成立します。

Q. 7 歳入徴収官等は、どのようなことを行う場合に、法務大臣に依頼する必要があるのですか。

A) 訴訟上の手続を行う必要がある場合は、国の利害に関する訴訟において国を代表する法務大臣に訴訟手続を依頼し、法務大臣の下部機関である法務局訟務部又は地方法務局訟務部門において訴訟上の手続を行うこととされています。

(1) 法務大臣に依頼する措置の種類

各省各庁の歳入徴収官等は、権限法により法務大臣の権限に属するとされている事項に関する事務については、自ら行うことはできません（債管法2条2項1号）。

例えば、時効中断のための措置として納入の告知を行うことは歳入徴収官等の権限ですが、裁判上の請求によって時効の中断を行おうとするときなど、訴訟手続による債権の保全、強制履行の請求等を行う場合は、法務大臣への依頼が必要となります（債管法15条、18条2項、4項、28条等）。

このほか、歳入徴収官等から法務大臣に依頼する措置の主なものは、次のとおりです。

- ア 担保権の実行、強制執行の申立て、配当要求等の執行手続
- イ 訴訟手続による履行の請求
- ウ 破産手続開始の申立て、破産債権等の届出等破産手続における行為
- エ 再生手続開始の申立て、再生債権の届出等再生手続における行為
- オ 更生計画案についての同意
- カ 仮差押え・仮処分

キ 詐欺行為取消訴訟

ク 履行延期の特約等に代わる即決和解

ケ 裁判上の和解及び民事調停法による調停

(2) 依頼手続

歳入徴収官等は、法務大臣に対し強制履行等の請求等の措置を依頼する場合には、その措置に関して必要な事項を明らかにした書面を法務大臣（実際は、債務者の住所地を管轄する法務局長又は地方法務局長）に送付しなければなりません（債管規則 21 条）。

このような、いわゆる「訴訟提起依頼書」には、債権の発生原因、当該債権の消滅時効完成年月日、時効中断事由等について記載するほか、これまでの経緯が分かる資料を添付する必要があります。具体的には、昭和 32 年 1 月 10 日付け蔵計第 105 号大蔵大臣通達の記第 4「法務大臣に対し強制履行の請求等の措置を求める場合の取扱について」によりますので、下記の抜粋資料を参照して下さい。

なお、消滅時効完成日が切迫している場合には、速やかに時効中断の措置をとる必要があるので、訴訟提起依頼を行う場合は、消滅時効完成を考慮し余裕をもって依頼して下さい。

訴訟提起依頼書の様式は文例 1 のとおりですので、適宜、参考にして下さい。

国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施について（抜粋）
（昭和 32 年 1 月 10 日蔵計第 105 号 大蔵大臣から各省各庁の長宛通達）

略語については、次による。

「法」……国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）

「令」……国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）

「規則」…債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）

第 4 法務大臣に対し強制履行の請求等の措置を求める場合の取扱について

1 債権管理官等が規則第 21 条の規定により行う書面の送付の宛先は、次のとお

りとする。

(1) 各省各庁の中央機関に所属する債権管理官等にあつては、法務大臣（所掌は法務省訟務局）に送付する。

(2) 各省各庁の地方支分部局に所属する債権管理官等にあつては、その地方支分部局の所在地を管轄区域とする法務局長（所掌は法務局訟務部）又は地方法務局長（所掌は法務局訟務課）に送付する。

(3) 他の地方支分部局を監督する地方支分部局でその所在地が地方法務局長の管轄区域内にあるものに所属する債権管理官等は、訴の提起、仮差押若しくは仮処分の申請又は会社更生若しくは破産の申立の措置を求める場合には、上記(2)にかかわらず、当該地方法務局長を監督する法務局長に送付することができる。

(4) 他の地方支分部局を監督する地方支分部局でその所在地が東京法務局長の管轄区域内にあるものに所属する債権管理官等は、上記(3)の措置を求める場合には、上記(2)にかかわらず、当分の間、法務大臣に直接送付することができる。

2 規則第21条の規定により送付する書面に明らかにする事項は、次のとおりとする。

(1) 債務者の住所及び氏名又は名称

(2) 債権の内容（債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項、延滞金に関する事項等）

(3) 債権の発生原因

(4) 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由

(5) 次の措置の種類に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 担保権の実行（法15条第1号）にあつては、

I 担保権の種類及び内容

II 担保物の種類、所在及び価額

III 優先債権等（令第4条第1項第1号に規定する優先債権等をいう。）

(2) 強制執行（法第15条第2号）にあつては、

I 債務名義の種類及び内容

II 執行の目的物の種類、所在及び価額

(3) 訴訟手続等による履行の請求（法第15条第3号）にあつては、

I 従前の経過の詳細、ことに争の有無及び内容

II 関係人の住所及び氏名又は名称

III 証拠書類の有無及び内容

(4) 債権の申出（法第17条第1号、第3号、第4号及び第7号）にあつては、

I 申出に係る事件の種類及び内容

II 当該事件の管轄裁判所

III 申出の期限

- IV 申出をする債権に係る債務名義の有無、書類及び内容
 - V 当該債権に係る担保の有無、種類及び内容
 - (5) 仮差押及び仮処分（法第18条第2項）にあつては、前記(3)に定める事項
 - (6) 債権者代位権の行使（法第18条第3項）にあつては、
 - I 代位権の対象となる権利の種類及び内容並びに当該権利の相手方の住所及び氏名又は名称
 - II 保全する債権及び代位権の対象となる権利についての前記(3)に定める事項
 - (7) 詐害行為の取消（法第18条第4項）にあつては、
 - I 詐害行為の内容及びその行為を知った時期
 - II 保全する債権についての前記(3)に定める事項
 - (8) 履行延期の特約に代る和解（法第28条）にあつては、和解条項案
 - (6) 法務大臣の所部の職員との連絡に当る職員の官職氏名及び所属部局名、なお、国の指定代理人とすることを必要と認める者のあるときは、その者の官職氏名及び所属部局名
 - (7) その他参考となる事項
- 3 前記2の書面には、証拠書類その他必要と認められる書類の写のほか、債務者が法人である場合にはその法人に関する登記簿謄抄本、不動産に関する措置を求める場合にはその不動産登記簿謄本を添付するものとする。

[文例1（訴訟提起依頼書）]

〇〇第〇〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇（地方）法務局長 殿

〇〇省〇〇局長

〇 〇 〇 〇

印

訴訟手続きによる履行の請求について（依頼）

この度、下記のとおり、国の債権の管理等に関する法律第15条第3項に

基づく訴訟手続による履行の請求を依頼します。

記

1 債務者の表示

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇 〇 〇 〇

2 債権の内容

債権金額 金〇〇〇万円

履行期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

延滞金額 元本に対する履行期限の翌日から完済に至るまでの年率
5 %の割合による延滞金

消滅時効完成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(納入告知書到達日である平成〇〇年〇〇月〇〇日から3年)

3 債権の発生原因

債権の発生原因を具体的に記載願います。

4 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由

(1) 種 類 訴え提起

(2) 理 由

前記措置を必要とする理由を簡潔に記載願います。

5 これまでの経過等

従前の経過と予想される争点等を具体的に記載願います。

6 利害関係人の住所及び氏名又名称等

名 称 株式会社〇〇〇〇

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

7 証拠書類の有無及び内容

国の主張を裏付けることができる書面等があれば、その内容を具体的に記載願います。

8 担当職員等

- (1) 本件の処理を担当し、法務大臣（（地方）法務局）の所部の職員との連絡に当たる職員の官職氏名及び所属部局名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇省〇〇局〇〇部 〇〇課 課 長 〇〇〇〇

同 〇〇係長 〇〇〇〇

同 係 員 〇〇〇〇

- (2) (1)の職員のうち、法務大臣が代理人として指定するのに^{相当}な者
(1)の職員と同じ

9 その他参考となる事項

上記のほか、参考となる事項等を記載願います。

10 添付資料（例）

- (1) 債務者の住民票等
- (2) 債権の存在を証する資料等
- (3) 法人の履歴事項証明書等
- (4) 前記のほか参考となる資料

Q. 8 法務局は、訴訟提起の依頼を受けたらどうするのですか。

A) 速やかに事実調査を行い、行政庁と打合せを行います。

- (1) 依頼を受けた場合の処理原則

当該事件の事実関係を正確に把握することが必要です。

法務局は、所管行政庁から提出された訴訟提起依頼書を検討し、事案

の解明と事件処理の必要上、更に詳しく調査すべき事項や行政庁に質問すべき事項等があれば、行政庁との打合せを実施します。

(2) 訴え提起の可否の決定

所管行政庁の依頼について関係資料を十分に検討して訴えの提起の可否を決定します。

訴えを提起する場合には、どのような法律上の構成をするのか、どのような訴えを提起するのか、そのための証拠はあるのかなどを客観的な立場で判断します。訴えを提起できる根拠がある場合でも、より簡便な手続で紛争が解決できないかも検討します。

Q. 9 債権の内容の変更や免除についての基準はあるのですか。

A) 財政法8条により、国の債権を免除し、又はその効力を変更するには、法律に基づくことが必要とされています。このため、債管法第4章に債権の内容の変更、免除に関する基準を定めています。

(1) 履行延期

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、他の法律に基づく場合のほか、債管法24条に定める一定の事由に該当する場合には、政令で定めるところによりその履行期限を延長する特約又は処分をすることができます。

(2) 履行延期の特約に代わる即決和解

履行延期の特約等により履行期限を延長することについて、一般的には、民訴法275条による訴え提起前の和解（いわゆる即決和解）を行って債務名義を取得した方が、将来の取立手続を円滑に進めることができることから、歳入徴収官等は、法務大臣に、即決和解の手続をとることを求めることができます（債管法28条）。

- (3) 利率引下げの特約（債管法 29 条）
- (4) 再生計画案等への同意（債管法 30 条）
- (5) 和解又は調停による譲歩（債管法 31 条）
- (6) 債権の免除（債管法 32 条）

Q. 10 債権の発生から消滅までの債権管理の内容とその根拠条文を整理して教えてください。

A) 歳入徴収官等と訟務が関与する事務の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 歳入徴収官等の事務等

債権管理簿への記載（債管法 11 条）
納入の告知（会計法 6 条，債管法 13 条 1 項）
履行の督促（債管法 13 条 2 項）
強制履行の請求等（債管法 15 条）
債権の保全（債管法 17 条～20 条）
徴収停止（債管法 21 条）
債権の内容の変更・免除等（債管法 24 条～33 条） など

(2) 訟務が関与する事務の内容

担保の実行（債管法 15 条 1 号）
強制執行手続（債管法 15 条 2 号）
訴訟手続・非訟事件手続（債管法 15 条 3 号）
破産法，民再法に基づく債権の申出（債管法 17 条 1 項，4 項）
民事保全手続，詐害行為取消手続（債管法 18 条） など

第3 破産手続

Q. 11 破産手続とは、どのような手続ですか。

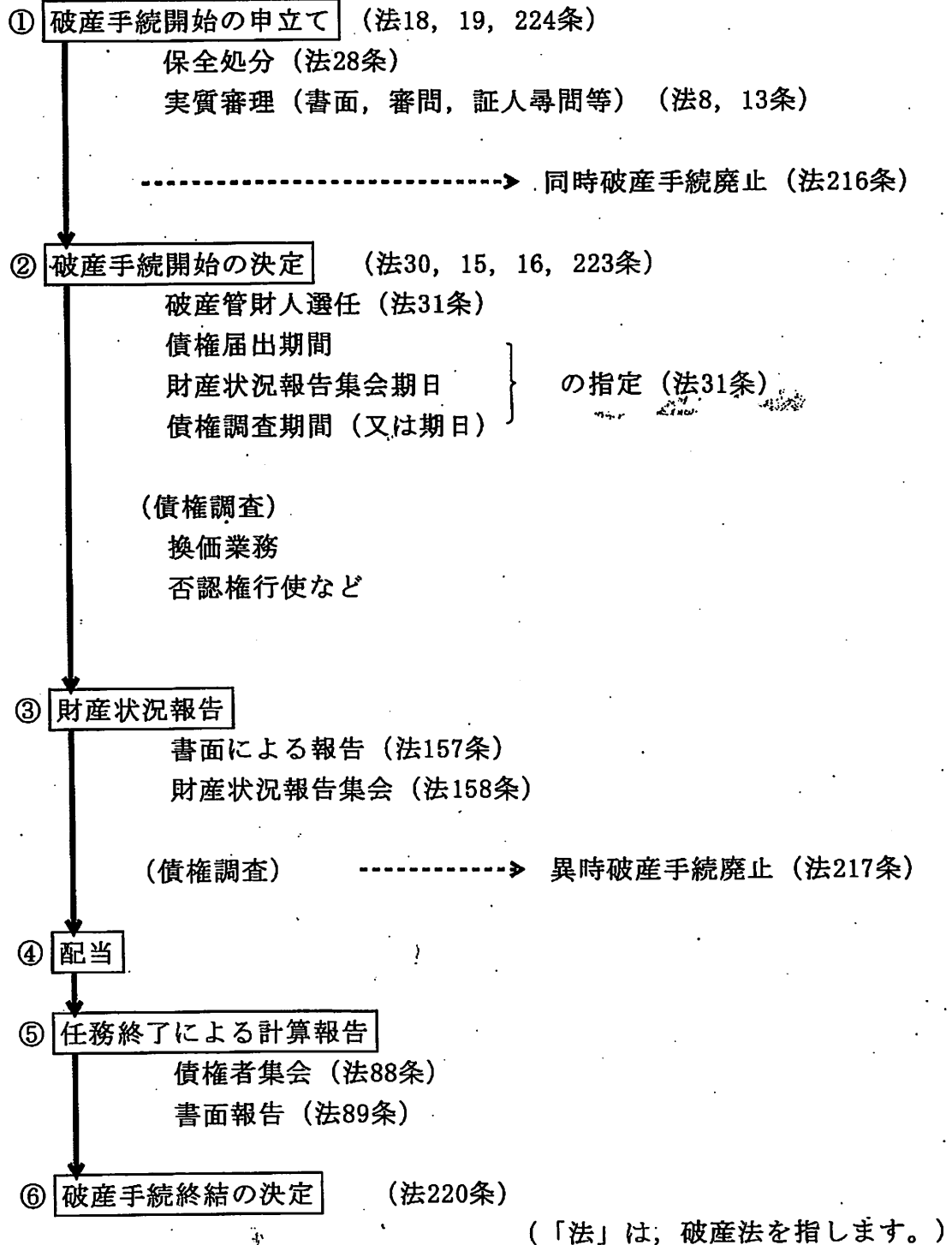
A) 社会・経済活動において、企業、自然人等の倒産が発生した場合、程度の差こそあれ利害関係者間に混乱が生じ、これを放置すると、先取り勝ちを許し、債権者間に不公平・不平等等が生ずる結果となります。そのため、これらの混乱を防止し、債務者の財産を保全する法規制が必要であるとともに、再生・更生できる可能性のあるものについては、再生・更生目的の法規制（再建更生型手続）を行い、再生・更生の可能性のないものについては、解体清算目的の法規制（解体清算型手続）を行うことが必要となります。

上記のうち、解体清算型手続である破産法（平成16年法律第75条により全面改正）に基づく手続は、債務者が支払不能又は債務超過となった場合に、裁判所の関与の下に、債務者の総財産を換価し、総債権者のために配当するものです。

国が金銭債権を有する債務者について、債務者自身又は他の債権者の申立てに基づいて破産手続開始決定がされた場合、債権者たる国は、破産債権者として、破産債権の届出（破産法111条以下）、債権調査期日への出頭と異議の申述（破産法121条）、破産債権の査定の申立て（破産法125条）、債権者集会への出頭と議決権の行使（破産法135条以下）等の手続をとることになります。

破産手続の流れは、次のとおりです。

破産手続の流れ



Q. 12 破産手続は、どのようにして開始されるのですか。

A) 破産手続は、債務者又は債権者が裁判所へ申し立て、裁判所が破産手続開始決定を行うことにより開始します。

(1) 債務者が支払不能又は債務超過にあるとき、裁判所は、債務者又は債権者の申し立てにより、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、破産手続の費用の予納がない場合等を除き、破産手続開始の決定をします（破産法15条、30条）。この決定の効力は、決定の時から生じます（破産法30条2項）。

(2) 裁判所は、破産手続開始の決定と同時に、破産管財人を選任し、破産債権の届出をすべき期間（債権届出期間）、債権者集会の期日、破産債権の調査期間又は調査期日を定め、これらの事項を官報に掲載して公告し、かつ、破産管財人、破産者及び知れている破産債権者に通知します（破産法31条、32条、資料1、資料2参照）。

※ 債権届出期間は、必ず定められるわけではありません。裁判所は、配当の見通しがない場合には、開始決定と同時に、破産債権の届出期間及び調査期間を定めないので一般的です（破産法31条2項）。

(資料1)

破産手続開始通知書

事件番号 平成〇〇年(フ)第〇〇〇号(平成〇〇年〇月〇日申立)

住 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

破 産 者 〇〇〇〇

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

(1) 破産手続開始日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時

(2) 破産管財人 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
弁護士 〇 〇 〇 〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(3) 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告集会の各期日
平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時
〇〇地方裁判所債権者集会室

(4) ①破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。

②破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

〇〇地方裁判所第〇民事部〇〇係
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

(資料2)

平成〇〇年〇月〇〇日

債権届出期間及び債権調査期日の通知

債権者各位

〇〇地方裁判所第〇民事部〇〇係
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

印

当裁判所は、次の破産事件について、下記のとおり債権届出期間及び債権調査期日を定めましたので通知します。

事件番号 平成〇〇年(フ)第〇〇〇号
(申立年月日 平成〇〇年〇月〇日)

住 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

破産者 〇〇〇〇

破産管財人の住所及び氏名

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
弁護士 〇 〇 〇 〇
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記

- 1 債権届出期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日
債権届出書の提出先
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇法律事務所
弁護士 〇〇〇〇気付
- 2 債権調査期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時
〇〇地方裁判所債権者集会室

Q. 13 破産者の財産が散逸するおそれがあるときは、どのような手続がとられるのですか。

A) 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、利害関係人の申立て又は職権により、債務者の財産に対して既にされている強制執行等の手続等の中止の命令、包括的禁止命令、債務者の財産の処分禁止の仮処分等の保全処分命令等を行うことができます（破産法24条、25条、28条）。

Q. 14 申立て後、破産者の財産がほとんど見当たらない場合には、どのような手続が行われますか。

A) 破産財団が破産手続の費用を償うに足りないと裁判所が認めたときは、破産手続開始と同時に破産手続廃止の決定がされます（破産法216条1項）

※注 「破産財団」とは、破産者の財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいいます。

Q. 15 裁判所から、債権者である行政庁の歳入徴収官等へ破産手続開始の通知等が送付されてきた場合、歳入徴収官等は、どうすればいいですか。

A) 歳入徴収官等は、破産債権者として破産手続に参加するために、債権届出の手続をとる必要があります。

(1) 破産手続に参加しようとする破産債権者は、債権届出期間内に①破産債権の額及び原因、②優先的破産債権であるときはその旨、③劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であるときはその旨を記載し、裁判所へ届出をし

ます（破産法 111 条。これらの破産債権の区別については、Q 1.9 で説明します。）。

(2) そのために、歳入徴収官等は、以下の点に留意し、破産者に対する債権を的確に把握する必要があります。

ア 行政庁内部において、債権管理部局が複数ある場合（全国に存在する場合など）、破産者である相手方に対するすべての債権について一括して把握する必要があります。

イ 破産債権者は、破産手続開始の時に、破産者に対して債務を負担するときは、破産手続によらないで、相殺することができます（破産法 67 条）ので、破産者との間に債権債務があり、相殺適状にあるときは相殺の意思表示を行います。

ウ

Q. 16 破産債権届出は、行政庁の歳入徴収官等が行うのですか。

A) 行政庁の歳入徴収官等は、法務大臣（法務局長又は地方法務局長）に対して、債権届出等の手続をとるよう依頼します。

(1) 債管法 17 条 4 号は、行政庁の歳入徴収官等は債務者が破産手続開始の決定を受けたことを知ったときは、直ちに、破産法の規定による破産債権の届出をするために必要な措置をとらなければならない旨規定しています。

(2) ところで、破産債権の届出手続については、破産手続が裁判所の主催の下に進められるので、権限法 1 条並びにこれを準用する同法 9 条の規定により、法務大臣が国を代表し、法務大臣の指定した所部の職員である法務局又は地方法務局の職員が手続を担当することになります。

(3) したがって、行政庁の歳入徴収官等は、債務者が破産手続開始の決定を受けたことを知ったときには、破産債権届出をする裁判所の区域内にある法務局長又は地方法務局長に対して、債権届出等の手続をとるよう依頼することになります。

(4) ただし、国税徴収又は国税滞納処分の例により、国税徴収法 82 条以下の交付要求をする場合には、いわゆる自力執行力が認められていることから、司法権の判断を求める争訟手続には当たらず、権限法 1 条の適用はありません。当該交付要求等は、行政庁においてすることになります。

なお、既に、破産手続開始決定前に、国税滞納処分を行っている場合には、破産手続開始決定後も、国税滞納処分の続行は妨げられません。

※注 国税徴収又は国税滞納処分の例によるとされている債権には、国民年金保険料等（国民年金法 95 条）、厚生年金保険料等（厚生年金保険法 89 条）、各省庁の長が返還を命じた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 21 条 1 項）があります。

Q. 17 法務局へ手続の依頼をする際の留意点を教えてください。

A) 破産債権届出期間内に届出をするため、行政庁内部における債権の把握等の事務処理を速やかに行い、法務局長又は地方法務局長へ依頼をします。

(1) 破産手続開始決定の通知書等（Q 12 の資料 1、資料 2）は、裁判所（又は破産管財人）から行政庁あてに送付されますので、債権届出期間内に届出をするために、行政庁内部での速やかな回付等の処理が求められます。

(2) 債権届出の依頼は、破産手続開始決定をした地方裁判所の区域内にある法務局長又は地方法務局長（所管は、訟務部又は訟務部門）に対して行います。

(3) 依頼書には、①債務者の表示、②債権の内容及び発生原因、③要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由、④申出に係る事件の種類及び内容、⑤申出の期限、⑥申出をする債権に係る債務名義の有無、種類内容、⑦当該債権に係る担保の有無、種類内容、⑧担当職員等、⑨その他参考となる事項を記載し、併せて関係資料を添付します。

依頼書の様式については、次の文例2を参考にしてください。

[文例2 (債権の届出依頼書)]

〇〇第〇〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇(地方) 法務局長 殿

〇〇省〇〇局長

〇 〇 〇 〇

印

債権の届出について (依頼)

この度、下記のとおり、国の債権の管理等に関する法律第17条第〇号に基づく債権届出を依頼します。

記

1 債務者の表示

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇 〇 〇 〇

2 債権の内容

債権金額 金〇〇〇万円

履行期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

延滞金額 元本に対する履行期限の翌日から完済に至るまでの年率

5%の割合による延滞金

消滅時効完成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(納入告知書到達日である平成〇〇年〇〇月〇〇日から3年)

3 債権の発生原因

債権の発生原因を具体的に記載願います。

4 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由

(1) 種類 債権届出

(2) 理由

前記措置を必要とする理由を簡潔に記載願います。

5 申出に係る事件の種類及び内容

(1) 種類

(2) 内容

事件の内容を具体的に記載願います。

6 当該事件の管轄裁判所及び事件番号

〇〇地方裁判所〇〇支部

平成〇〇年(フ)第〇〇号

7 申出の期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

8 申出をする債権に係る債務名義の有無、あれば種類及び内容

9 当該債権に係る担保の有無、あれば種類及び内容

10 担当職員等

(1) 本件の処理を担当し、法務大臣((地方)法務局)の所部の職員との
連絡に当たる職員の官職氏名及び所属部局名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇〇)

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇省〇〇局〇〇部 〇〇課 課 長 〇〇〇〇

同 〇〇係長 〇〇〇〇

同 係 員 〇〇〇〇

(2) (1)の職員のうち、法務大臣が代理人として指定するのに適当な者

(1)の職員と同じ

11 その他参考となる事項

上記のほか、参考となる事項等を記載願います。

12 添付資料（例）

- (1) 破産手続開始通知書等
- (2) 債権の存在を証する資料等
- (3) 前記のほか参考となる資料

Q. 18 債務者の破産手続開始決定があったことを知ったときには、既に債権届出期間が経過していました。これから債権届出をすることはできますか。

A) 破産債権者が、その責めに帰することができない事由によって破産債権の調査期間内に破産債権の届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後1月以内に限り届け出ることができます（破産法112条）ので、債務者の破産手続開始決定があったことを知ったときに、既に債権届出期間が経過していた場合には、債権届出手続の依頼先の法務局訟務部又は地方法務局訟務部門へ、至急、照会してください。

Q. 19 破産債権は、配当を受ける際、すべて同一に取り扱われるのですか。

A) 破産手続は、すべての債権者の平等な満足を目的にしていますので、債権者間に優先順位を付けないのが原則です。

しかし、破産債権には様々な種類の債権があり、それぞれの権利が実体法上の優先権をもつことなどを考慮して、破産法は、破産債権を4つに分類し、各分類に属する債権が配当を受けることができる順位に優劣を設けています。

その分類は以下のとおりであり、①から④の順に配当を受けることとなります。

①優先的破産債権・・・破産債権に属する財産につき、一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権（破産法98条）

②一般の破産債権

③劣後的破産債権・・・一般の破産債権に遅れる破産債権。破産手続開始後の利息の請求権、破産手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権、罰金など（破産法99条1項）

④約定劣後破産債権・・・破産債権者と破産者の間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権（破産法99条2項）。

なお、破産債権は、破産法に特別の定めがある場合を除いて、破産手続によらなければ、行使することはできません（破産法100条）。

Q. 20 債権届出書は、だれが裁判所へ提出するのですか。

A) 法務局又は地方法務局の担当者において、行政庁の歳入徴収官等からの依頼書に基づき、破産債権届出書を作成し、行政庁の確認を得て、債権届出期間内に、破産債権届書、添付書類及び指定書を裁判所へ提出します。

Q. 21 債権者集会では、どのような手続が行われるのですか。

A) 第1回の債権者集会(財産状況報告集会)では、破産者の財産状況について破産管財人からの報告がされます。

(1) 債権者集会は、破産管財人が破産債権者に対し、破産財団の規模、将来の方針、配当の可能性につき情報提供するため、破産手続開始決定に至った事情、破産者、破産財団に関する経過と現状に関する報告をします。

ただし、知っている破産債権者の数その他の事情を考慮して、財産状況報告集会を招集することが相当でないと認めるとき、裁判所は、当該期日を定めないことができます(破産法31条4項)。

(2) 債権者集会は、裁判所が主催し、債権者集会の決議を要する事項を可決するには、議決権を行使することができる出席破産債権者の議決権の過半数を超える賛成がなければなりません。債権者集会における決議事項には、破産者等に対する説明の求め(破産法40条1項)、破産管財人に対する状況報告の求め(破産法159条)があり、その他、債権者集会の開催が法定されているのは、財産状況報告集会(破産法31条1項2号)、異時破産手続廃止に関する集会(破産法217条1項)、破産管財人の任務終了時の計算報告集会(破産法88条3項)です。

(3) なお、破産債権者は、その議決権額に応じて債権者集会における議決権

を認められますが（破産法 138 条），劣後的破産債権及び約定劣後破産債権部分については，議決権が否定されます（破産法 142 条）。

- (4) 破産手続開始決定の通知書には，債権者集会期日等が記載されていますので，法務局又は地方法務局の担当者及び行政庁の担当者（指定代理人）は，指定された日時に裁判所へ出廷します。

Q. 22 届出した破産債権の調査は，どのような方法で行われるのですか。

A) 裁判所による破産債権の調査は，破産管財人が作成した認否書並びに破産債権者及び破産者の書面による異議に基づいて行われます。

- (1) 裁判所の書記官は，破産債権者からの届出により破産債権者表を作成します（破産法 115 条）。

- (2) 破産管財人は，破産債権者表に記載された債権の存否及び額並びに優先劣後の順位等について，破産債権の調査をするための期間（一般調査期間）前の裁判所が定めた期限までに，認否書を作成し，裁判所へ提出します（破産法 117 条）。

- (3) 届出をした破産債権者及び破産者は，一般調査期間内に裁判所に対し，債権の存否及び額並びに優先劣後の順位等について，書面で異議を述べることができます（破産法 118 条 1 項，2 項）。

Q. 23 債権調査期日が定められた場合，その期日ではどのような手続がされるのですか。

- A) 債権調査期日が定められたときは，破産管財人は，届け出られた債権について当該調査期日に出頭して認否をし（破産法 121 条 1 項），届出した破産債権者及び破産者は，当該期日に出頭して，他の破産債権者の届

出に係る調査対象事項について、異議を述べることができますので（破産法121条2項、4項）、法務局又は地方法務局の担当者及び行政庁の担当者（指定代理人）は、指定された日時に裁判所へ出廷する必要があります。

Q. 24 届出した破産債権は、どのように確定するのですか。

A) 破産債権の調査において、破産管財人が認め、破産債権者からの異議がなければ、破産債権は、届出どおりに確定します。

(1) 破産債権の調査において、破産管財人が認め、届出をした破産債権者からの異議がなければ、破産債権は、届出破産債権者と総破産債権者との間で届出どおりに確定し、破産債権者表の記載は、確定判決と同一の効力を有することになります（破産法124条1項、3項）。

(2) 破産債権の調査において、破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者から異議が提出されると、その債権の存否及び内容等に関する争いは、破産債権確定手続にゆだねられます。破産債権確定手続には、破産債権査定決定手続と、査定決定に対する異議の訴え、破産手続開始時に係属する訴訟の債権確定訴訟としての受継等があります。

Q. 25 破産手続開始決定後に、破産手続の費用が不足することになった場合、どのような手続がされるのですか。

A) 裁判所は、破産手続開始決定後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、債権者集会の期日において破産債権者の意見を聴いた上、破産手続廃止の決定をします（破産法217条1項）。

Q. 26 破産債権者への配当は、どの段階で行われるのですか。

A) 破産者の債権が確定され、破産財団が換価されると破産債権者に対する配当が行われます。

(1) 破産債権者の範囲、額及び順位が調査確定手続によって確定され、破産財団の換価が進行して財団が現金化されると、破産債権者に対する配当が可能になります。

(2) 破産財団の換価終了前に配当するのに適当な破産財団に属する金銭があると認めるとき（中間配当）、又は、破産財団の換価が終了したとき（最後配当）は、破産管財人は配当表を作成し、それに基づき配当が行われます。

(3) 破産管財人の作成した配当表が裁判所へ提出されると、配当の手続に参加することができる債権の総額及び配当をする金額が公告され、届出した破産債権者へ配当額の通知がされます。

(4) 裁判所（破産管財人）からの配当通知に基づき、行政庁の歳入徴収官等は、配当金を受領します。

なお、裁判所からの配当額の通知は、直接、行政庁の歳入徴収官等へ送付される場合がありますので、その場合には、法務局又は地方法務局の担当者へ連絡してください。

Q. 27 破産債権者への配当が終了すると、破産手続は終了するのですか。

A) 破産債権者に対する配当が終了し破産管財人の任務が終了すると、計算報告のための債権者集会が行われ、裁判所は破産手続終結の決定をします。

- (1) 破産管財人は、任務が終了したときは、遅滞なく、裁判所に計算報告書を提出し、債権者集会への計算報告を目的として債権者集会の招集の申立てをしなければなりません（破産法 88 条 1 項）。開催された債権者集会の期日において、破産者、破産債権者は、計算報告書の内容について異議を述べることができ、異議がなかった場合には、計算が承認されたものとみなされます（破産法 88 条 4 項、6 項）。
- (2) 裁判所は、最後配当、簡易配当又は同意配当が終了した後、破産法 88 条 4 項の債権者集会が終結したとき、又は同法 89 条 2 項に規定する期間が経過したときは、破産手続終結の決定をします（破産法 220 条 1 項）。

Q. 28 破産手続終結決定がされた場合、歳入徴収官等に対し、法務局からの通知があるのですか。

- A) 破産債権者への最後配当が終了し、計算報告の債権者集会が終結したときは、裁判所は、破産手続終結の決定をし、その主文及び理由の要旨が公告されます。

これで、破産債権届出事件は終了しますので、必要があると認めるときは、法務局長又は地方法務局長から行政庁の歳入徴収官等に対して、官報公告の写し等の資料を添付して事件終了の通報をします。

第4 強制執行

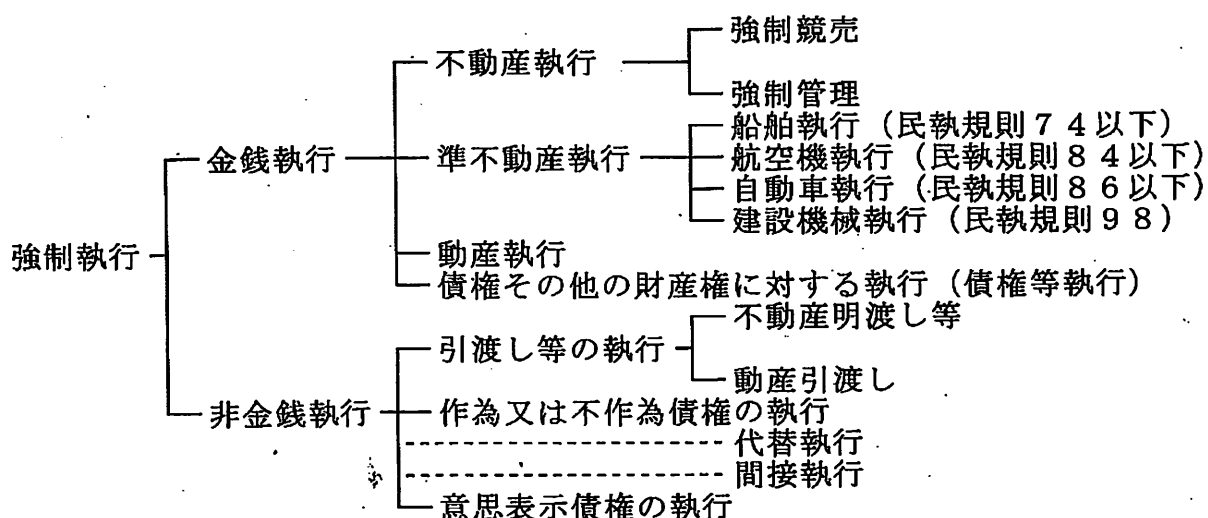
Q. 29 強制執行とは、どのようなものですか。

A) 強制執行とは、執行裁判所又は執行官が、国家権力を用いて債権者のために確定判決等の債務名義（民執法22条）（Q34, Q35参照）に表示された私法上の給付請求権を強制的に実現するための制度と手続です。

「債権者」とは、強制執行手続における能動的当事者の呼称であり、その受動的当事者を「債務者」と呼称します。そして、執行手続を司る国家机关、すなわち、執行裁判所と執行官を「執行機関」と総称します。

Q. 30 強制執行には、どのような種類がありますか。

A) 強制執行は、執行の目的又は方法のいかんによって区別されますが、債権者は債務名義に表示された内容に従ってその執行方法を選んで請求することができます。実現される請求権の性質及び執行の対象となる財産の性質により、一応次のように分類されます。



Q.. 31 強制執行の手続は、だれがするのですか。

A) 歳入徴収官等は、債務名義のある債権について債務者が履行しないときは、法務大臣（法務局長又は地方法務局長）に対し、強制執行の手続を求めるものとされています（債管法15条2号）。

たとえば、不動産の引渡し又は明渡しの執行については、国有財産の管理機関（債務名義を取得した所管庁の長）が、当該債務名義の目的を達成するため、法務大臣に対し、強制執行の手続を求めることになります（権限法1条）。

Q. 32 法務局に対する強制執行の依頼は、どのように行えばいいですか。

A) 歳入徴収官等が法務局長又は地方法務局長に依頼する場合の要領については、大蔵大臣通達が出されています（12ページ参照）ので、この通達に基づいて依頼することになります。

依頼書の様式については、次の文例3を参考にしてください。

[文例3（強制執行の申立て依頼書）]

	〇〇第〇〇〇〇号
	平成〇年〇月〇日
〇〇（地方）法務局長 殿	
	〇〇省〇〇局長
	〇 〇 〇 〇
	印

強制執行の申立てについて（依頼）

この度、下記のとおり、国の債権の管理等に関する法律第15条第2号に基づき強制執行の手続を依頼します。

記

1 債務者の表示

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇 〇 〇 〇

2 債権の内容

債権金額 金〇〇〇万円

履行期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

延滞金額 金〇〇〇万円

消滅時効完成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(判決確定日である平成〇〇年〇〇月〇〇日から10年)

3 債権の発生原因

債権の発生原因を具体的に記載願います。

4 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由

(1) 種 類 強制執行の申立て

(2) 理 由

前記措置を必要とする理由を簡潔に記載願います。

5 債務名義の種類及び内容

(1) 種 類 損害賠償請求権

(2) 内 容

判決書（事件番号 〇〇地裁〇〇支部平成〇〇年（〇）第〇〇号）

6 執行の目的物の種類、所在及び価格

(1) 種 類 給与債権

(2) 所 在

債務者の勤務先 名 称 株式会社〇〇

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

7 担当職員等

- (1) 本件の処理を担当し、法務大臣（（地方）法務局）の所部の職員との連絡に当たる職員の官職氏名及び所属部局名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇省〇〇局〇〇部 〇〇課 課 長 〇〇〇〇

同 〇〇係長 〇〇〇〇

同 係 員 〇〇〇〇

- (2) (1)の職員のうち、法務大臣が代理人として指定するのに適当な者

(1)の職員と同じ

8 その他参考となる事項

上記のほか、参考となる事項等を記載願います。

9 添付資料（例）

- (1) 債務者の住民票等
- (2) 執行力のある債務名義の正本
- (3) 送達証明書
- (4) 法人の履歴事項証明書等
- (5) 前記のほか参考となる資料等

Q. 33 法務局に強制執行の依頼を行う際に必要な資料は何ですか。

A) 原則として、強制執行の申立てをする際には、債務名義と執行文、送達証明書が必要になります。そのほかにも、事案によって必要となる資料がありますが、法務局に依頼する際には、債務名義は必ず必要となります。

債務名義がない場合は、強制執行を申し立てる前に債務名義を取得する必要がありますので、法務局に相談してください。

Q. 34 債務名義とは、何ですか。

A) それによって実現されることが予定されている私法上の給付請求権の存在、範囲（例えば、金銭の支払義務を内容とする債務名義にあっては金額）、執行当事者（債権者・債務者）を表示した公の文書であり、かつ、その請求権の内容を実現するために、法律によって執行力が付与されたものです（民執法22条）。

Q. 35 債務名義には、どのようなものがありますか。

A) 代表的には確定判決がありますが、債務名義として認められているものには、次のものがあります。

(1) 確定判決（民執法22条1号）

確定した終結判決で、しかも、給付義務を宣言した給付判決です。

(2) 仮執行宣言付判決（民執法22条2号）

上記(1)と同様に給付義務を宣言したもので、仮執行の宣言（民訴法259条）が付された給付判決は、確定しなくても執行することができます。

仮執行の宣言とは、未確定の終局判決に即時に執行力を与える宣言であって、通常判決主文において、「この判決は（金〇〇万円の担保を供するときは）仮に執行することができる。」のように表示されています。

(3) 仮執行宣言付支払督促（民執法 22 条 4 号）

金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、債務者を審尋しないで（民訴法 386 条 1 項）、支払督促を発することができます（民訴法 382 条：債務者に対し公示送達により送達すべき場合は適用されず、また、上記請求権が条件付のときも発令されないことに注意する必要があります。）。

そして、これに対して債務者がその送達の日から 2 週間以内に督促異議の申立て（この申立てがあると、通常訴訟に移行します（民訴法 395 条）。）をしないと、債権者の申立てにより、裁判所書記官は同督促につき仮執行宣言が付さなければなりません（民訴法 391 条 1 項）。この仮執行宣言の付された支払督促は、債務名義とされます。

(4) 確定判決と同一の効力を有するもの（民執法 22 条 7 号）

金銭の支払等の給付義務を内容とする裁判上の和解調書、認諾調書等は、確定判決と同一の効力を有するものとされます（民訴法 267、275 条）ので、債務名義となります。その他、民事調停における調停調書（民調法 16 条）、調停に代わる裁判（民調法 17 条、18 条 3 項。家審法 24 条、25 条 3 項）、破産手続における破産債権者表（破産法 221 条）などがあります。

(5) 上記のほか、執行証書（民執法 22 条 5 号）等があります。

以上のとおり、債務名義の大半は、訴訟に関するものであるため、その債務名義の取得に関しても法務局に依頼することになります。

Q. 36 執行文とは、何ですか。

A) 債務名義が存在していても、それが現在執行力を有するか、また、だれとの関係で執行力を有するかについては更に調査を要する（例えば、判決の確定、執行条件の成就及び承継人等執行力が及ぶ者の範囲（民執法23条））ことから設けられている制度です。もともと、例外として、その債務名義の性質上、執行文を不要とする場合もあります（民執法25条ただし書）。債務名義の正本に執行文が付されたものと仮執行宣言付支払命令の正本とを、「執行力のある債務名義の正本」といいます（民執法51条1項参照）。実務においては、「執行正本」と呼称することもあります。

執行文付与の申立ては、裁判所に申立てをしますので、その執行文の取得に関しては、法務局に依頼することになります。

Q. 37 強制執行を開始するためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

A) 強制執行の開始又はその続行には、債権者からの執行力ある債務名義の正本に基づく申立て（民執法2条）のほか、次の要件が必要です。

(1) 債務名義の正本等の送達

強制執行を開始するには、債務名義の正本又は謄本、若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ又は同時に債務者に送達されていなければなりません（民執法29条前段、民執規則20条3項）。

(2) その他

事案によっては、執行開始の要件として、次の事実の証明が必要な場合

があります。

ア 請求が確定期限の到来に係る場合には、その期限が経過したこと（民執法30条1項）。

イ 請求が債権者の引換給付義務の履行に係る場合には、その引換給付義務を履行したこと。債権者が先給付する場合（民執法27条1項）との違いに注意が必要です。

ウ 請求が代償請求の場合には、主たる請求の執行が不能に帰したこと（民執法31条2項）。

エ 請求が債権者の担保の提供に係る場合には、担保を供託した旨を証明したこと（民執法30条2項）。

なお、債務者につき破産手続開始（破産法42，100条），更生手続開始（会更法50条1項），再生手続開始（民再法39条），特別清算開始（会社法512，515条）があると、これらは執行障害となり、執行を開始し又は続行することができなくなります。

Q. 38 金銭執行と非金銭執行とは、どのようなものですか。

A) 私法上の給付請求権が一定の金銭の支払を目的とする場合、すなわち、一定額の金銭の支払を目的とする債権の強制的な実現を図るための強制執行を一般的に「金銭執行」といい（民執法第2章第2節），それ以外の請求権の強制的な実現を図るための強制執行を一般的に「非金銭執行」といいます（民執法第2章第3節）。

Q. 39 金銭執行の対象及び方法は、どのようなものですか。

A) 金銭執行の目的物は、原則として、債務者の総財産です。すなわち、執

行の対象となる債務者の財産は、強制執行が開始された時に債務者が支配している財産でなければなりません。執行開始前に債務者が支配していた財産でも、執行開始の時までに既に他人に譲渡されてしまった財産は執行の対象とはなりません。債務者に属する金銭的価値を有する有体、無体の財産で、換価可能の財産（動産、不動産、その他の権利）を差し押さえ、これを金銭に換えて弁済に充てることになります。

Q. 40 不動産に対する強制執行には、どのような種類がありますか。

A) 金銭債権に基づき不動産に対して行う強制執行の方法には、強制競売と強制管理の二種類があります（民執法43条1項）。

Q. 41 不動産に対する強制競売の方法は、どのようなものですか。

A) 債務者所有の不動産を差し押さえ、これを換価し、その売得金を債権者の債権の弁済に充てることを目的とする執行方法です。

Q. 42 不動産に対する強制競売の対象物には、どのような種類がありますか。

A) 不動産に対する強制競売の対象物には、次のようなものがあります。

(1) 不動産

競売の対象となるのは、不動産（登記することのできない土地の定着物を除く。）です（民執法43条1項）。土地は不動産です（民法86条1項）。建物は、土地の定着物ですが（民法86条1項）、土地とは独立の不動産で、登記能力を有するので、土地とは独立して競売の対象となります。

す。一棟の建物であっても、構造上区分された数個の部分で、独立した住居等に供することができる部分（専有部分）は、それぞれ独立した所有権の目的とすることができるので（建物の区分所有等に関する法律1条）、独立した建物として競売の対象となります。

(2) みなし不動産

不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなされます（民執法43条2項）。これらの権利は、民法上の不動産ではありませんが、金銭執行については競売の対象とするのが妥当であり、登記手続を行う対象とされているからです。

(3) その他特別法上不動産とみなされる財団等があります。

Q. 43 不動産に対する強制競売申立書の添付書類には、どのようなものが
必要ですか。

A) 添付書類には、次のようなものがが必要です。

- (1) 執行力ある債務名義の正本（民執規則23条）
- (2) 登記事項証明書（民執規則23条1号）
- (3) 未登記不動産を目的とする場合（民執規則23条2号）

強制競売の目的不動産につき、表示の登記すらも未登記である場合には、その不動産が債務者の所有に属することを証する文書を添付しなければなりません。実務上よく見られる具体例としては、固定資産税の納付証明書、官公庁が建築に関して交付する許可、認可、確認等の書面、建築請負人作成の証明書等があります。そのほかに不動産登記令2条に規定する図面を添付しなければなりません。

(4) 公課証明書（民執規則23条5号）

買受人が負担することになる公課の額を売却の公告において明らかにし

て（民執規則 36 条 1 項 6 号参照），買受けの申出の参考に供するための資料を得ることが目的です。

(5) 債務名義の送達証明等

債務名義の送達証明書は，執行開始要件（民執法 29 ～ 31 条）を充足したことを証するためです。

そのほか，債務者又は債務者が法人であるときは，代表者の資格を証する書面，代理人による申立ての場合は委任状の提出が必要です。また，執行当事者の住所等が債務名義の正本の表示と違う場合は，その両方を申立書に記載することになるので，その同一性を証明するための住民票の写し，戸籍附票写し等が必要となります。

(6) 手続の進行に資する資料

執行事件の円滑な進行に資する資料として，具体的には，①不動産登記法 14 条の地図及び建物所在図の写し，②債務者の住民票写し，③不動産所在地までの案内図，④不動産の形状，占有関係その他の現況又は評価について調査又は評価した場合においてその結果を記載した書面を保有するときは，その文書などを，執行裁判所に対し提出します（民執規則 23 条の 2）。

(7) 任意提出書類

当事者目録，請求債権目録，物権目録，登記権利者義務者目録を提出します。

Q. 44 債権執行とは，どのようなものですか。

A) 債権執行とは，執行債権者が，金銭の満足のため，執行債務者が第三者に対して有する金銭の支払を目的とする債権（金銭債権）を差し押え，差し押債権者が直接取り立てる手段又は船舶，動産の引渡しを目的とする債権

(引渡請求権)の財産価値を差し押さえ、換価し、配当等を実施し、各債権者の債務の弁済にあてることを目的とする手段です。一般的には金銭債権を差し押さえて取り立てる手段がとられています。

Q. 45 その他の財産権に対する執行とは、どのようなものですか。

A) その他の財産権に対する執行とは、不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権、すなわち、電話加入権、ゴルフ会員権等、及び債権執行にはなじまない不動産利用権としての賃借権などを対象とする執行であり、その手続については、債権執行の例によることになっています(民執法167条1項)。

Q. 46 債権及びその他の財産権に対する執行には、どのような種類がありますか。

A) 債権及びその他の財産権に対する執行(以下「債権等執行」といいます。)について、法は、その執行の性質から、強制執行と担保権の実行としての執行とに分け、更にそれぞれについて、執行対象の財産権別に「金銭債権(民執法143条)」「船舶、動産の引渡請求権(民執法143条)」「その他の財産権(民執法167条)」に分けて規定しています。

Q. 47 債権等執行の対象となる要件には、どのようなものがありますか。

A) 債権等執行の対象となり得るための要件は次のとおりです。

(1) 独立の財産であること

債権等執行の対象となり得る財産権は、それ自体処分できる可能性のあ

ることが必要です。他の財産権とともにするのでなければ処分できないときには、それだけを独立して執行の対象とはなし得ません。

将来生ずべき債権や条件付債権については、現在その権利を特定することができ、かつ、その発生の確実性が期待できて財産的価値の認められるものであれば差し押さえることができます。額が確定されていることは必要としません。

既に差し押さえられている債権、質入れされている債権、滞納処分による差押えがされている債権であっても差し押さえることができます。

(2) 金銭的評価のできる財産であること

債権等執行は債務者の財産を差し押さえ、これを換価して債権者の債権の弁済に充てるための手続ですから、執行の対象物は換価可能な財産又は金銭的評価をなし得るものであることが必要です。

(3) 譲渡性があること

執行の目的は、執行の対象となった財産を換価して弁済に充てることですから、当該財産権それ自体、譲渡のできるものでなければなりません。

債権は一般に譲渡性を有するのが原則です（民法466条1項）。

(4) 差押禁止債権でないこと

民執法は、差押禁止債権として、民執法152条にその種類や差押禁止の範囲を規定しています。

Q. 48 債権等に対する強制執行は、どのように申し立てるのですか。

A) 債権等に対する強制執行は、執行裁判所の差押命令によって開始されますが（民執法143条）、執行裁判所の差押命令は債権者の申立てによってなされます。そして、その申立ては、書面でしなければなりません（民執規則1条）。

Q. 49 債権等に対する強制執行を申し立てるには、どのようなものが必要ですか。

A) 差押命令の申立てをするに当たっては、執行力ある債務名義の正本を必要とする（民執法25条）ことはいうまでもありませんが、そのほかにも執行開始に必要な要件が具備されなければなりません（民執法29～31条）。この点については、不動産の強制競売と同様です。

Q. 50 銀行預金等に対する強制執行もできますか。

A) 銀行預金等は金銭債権であり、差押えすることができます。その方法は、預金債権を有する銀行等の第三債務者（差し押さえるべき債権の債務者）に対し債務者への弁済を禁止し（民執法145条1項）、直接第三債務者から取り立てる方法です（民執法155条1項）。

銀行等の第三債務者がいる場合には、第三債務者に対する陳述の催告を行う必要があります。

Q. 51 第三債務者に対する陳述の催告とは何ですか。

A) 差押債権者は、事後の換価手続の選択等のため、債権の存否、範囲、他からの差押えの有無などを確かめる必要がある場合があります。そこで、債権者は、執行裁判所に対し、裁判所書記官が第三債務者に次の事項について陳述の催告をするように申し立てることができます（民執法147条1項）。

(1) 差押えに係る債権の存否並びにその債権が存在するときは、その種類及

び額（民執規則135条1号）

(2) 弁済の意思の有無及び弁済する範囲又は弁済しない理由（同条2号）

(3) 当該債権について差押債権者に優先する権利を有する者があるときは、その者の表示並びにその権利の種類及び優先する範囲（同条3号）

(4) 当該債権に対する他の債権者の差押え又は仮差押えの執行の有無並びにこれらの執行がされているときは、当該差押命令又は仮差押命令の事件の表示、債権者の表示及び送達の日並びにこれらの執行がされた範囲（同条4号）

Q. 52 非金銭執行の対象には、どのようなものがありますか。

A) 非金銭執行は、その目的とする給付内容により執行方法が異なりますが、その大要は次のとおりです。

(1) 物の引渡しを目的とする債権の執行

債務名義上の給付請求権の表示例としては、「Yは、Xに対し、甲土地を明け渡せ。」などがあります。

(2) 作為を目的とする債権の執行

債務名義上の給付請求権の表示例としては、「Yは、Xに対し、乙建物を収去せよ。」などがあります。

(3) 不作為を目的とする債権の執行

債務名義上の給付請求権の表示例としては、「Yは、甲土地上に一切の建物を建築してはならない。」、「Yは、Xが別紙表示の土地の部分を通行することを妨害してはならない。」などがあります。

Q. 53 代替執行は、どのようなものですか。

A) 作為又は不作為を目的とする債務のうち、債務者以外の者が本来の給付をすることが可能な債務についての執行を代替執行といいます。

代替執行は、執行裁判所が、債務名義に表示されている給付内容を、債務者の費用で、債務者に代わって債権者が自ら又は第三者をして、実現し又はさせることができる旨の命令（授權決定）を発する方法により行われます（民執法171条1項、民法414条2項・3項）。執行官に授權した場合の授權決定は、「債権者の申立てを受けた〇〇地方裁判所執行官は、別紙目録記載の建物を債務者の費用で収去することができる。」ということになります。作為を命ずる債務名義においては、特定が十分にされていることが肝要で、「別紙目録記載の土地上の工作物一切を収去せよ。」では、その特定性に問題が残ります。授權決定は、即時に執行力が生じ、その執行には執行文の付与を要しません。